平成 21 年 7 月 30 日

４号機における当社社員の計画外の被ばくについて

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

＜概要＞

（事象の発生状況）

・ 平成 21 年７月 29 日、定期検査で停止中の４号機において、原子炉を設置している建物内で作業を行っていた当社社員が、１日あたり１ミリシーベルトを超える計画外の放射線の量（1.08 ミリシーベルト／日）を受けたことを確認しました。

（今後の対応）

・ 原因について調査します。

（安全性、外部への影響）

・ 当該社員が受けた放射線の量は、法令で定める線量限度を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。

（公表区分）

・ 本事象は公表区分Ⅲ（信頼性向上のために公表する事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

１．事象の発生状況

平成 21 年７月 29 日午後５時頃、定期検査で停止中の４号機において、原子炉建屋内で原子炉冷却材浄化系＊1の復旧作業を実施していた当社社員１名が管理区域＊2より退域したところ、１日あたり１ミリシーベルト＊3を超える計画外の放射線の量（1.08 ミリシーベルト／日）を受けたことを確認しました。

２．今後の対応

今後、原因について調査します。

３．安全性、外部への影響

当該社員が受けた放射線の量は、法令で定める線量限度＊4を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。また、当該社員に放射性物質の付着はありませんでした。

以　上

＊１　原子炉冷却材浄化系

原子炉水中の不純物を除去し水質を維持する系統。

＊２　管理区域

放射線や放射性物質を管理している区域。

＊３　１日あたり１ミリシーベルト

労働安全衛生法に基づく通達「原子力施設における放射線業務に係わる安全衛生管理対策の強化について」で、１日１ミリシーベルトを超えるおそれのある作業について労働基準監督署に届出するよう定められている。なお、今回の作業においては、計画線量が 0.8 ミリシーベルト／日であったことから、届出の対象ではなかった。

＊４　法令で定める線量限度

法令では放射線業務従事者の線量限度（100 ミリシーベルト／５年、50 ミリシーベルト／年）が定められている。